

（午前9時30分 開議）

○議長（小林 弘君）皆さま、おはようございます。

ただ今の出席議員数は17人で定足数に達しております。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番 板橋君、8番 高本君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（小林 弘君）日程第2 一般質問を行います。

順番6、7番 阪本君。

〔7番（阪本久代君）登壇〕

○7番（阪本久代君）おはようございます。2日目のトップです。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

一つ目は、高過ぎる国民健康保険税の負担軽減をです。

国民健康保険は、大企業で働いている人が加入する組合健康保険、公務員の方が加入する共済組合、中小企業で働いている人が加入する全国健康保険組合に加入していない方が加入しなければならない保険です。国民皆保険制度を支えるものです。加入者は無職の方

や所得の低い方が多いと言われております。

また、国民健康保険税は所得の割に負担が大きい上に、橋本市では県から示された標準保険料率に合わせるため、毎年値上げの予定で、負担を少しでも軽くしてもらいたいというのが市民の願いだと考えます。橋本市の国民健康保険にどういう方が加入されているのか、実態を知るために以下、伺います。

1、被保険者の年齢構成はどうなっていますか。

2、被保険者の職業はどうなっていますか。

3、保険税の軽減措置を受けている割合はどうなっていますか。

4、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免や傷病手当金の支給がありますが、実績はどうなっていますか。

5、子育て世代を支援するために均等割を中学校卒業まで免除すべきだと考えますが、どうですか。

2項目に行きます。

省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進するために。

大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命前の270から280ppmから、現在は410ppm以上に増加、これまでに地球気温は約1.1℃上昇、このままでは21世紀末に4から6℃の気温上昇が予測され、地球温暖化防止は待ったなしの段階に来ています。橋本市も3月議会で、橋本市気候非常事態宣言をしました。二重窓にリフォームしたり、太陽光発電を設置することを進めることが省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進することになると考えます。そのためにリフォーム助成制度が有効だと考えますが、どうですか。

以上です。

○議長（小林 弘君） 7番 阪本君の質問項目1、高過ぎる国民健康保険税の負担軽減に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）おはようございます。

高過ぎる国民健康保険税の負担軽減についてお答えします。

まず、一点目の被保険者の年齢構成については、令和3年度国民健康保険実態調査の年齢階級別被保険者数では、ゼロ歳から9歳が525人、10歳から19歳が664人、20歳から29歳が748人、30歳から39歳が947人、40歳から49歳が1,322人、50歳から59歳が1,623人、60歳から69歳が4,489人、70歳から74歳が4,502人で、合計1万4,820人と、年齢が高いほど被保険者数は多くなっています。

次に、二点目の被保険者の職業については、令和3年度国保被保険者の所得者の主たる所得区分から見ると、給与所得者3,262人、営業所得者1,093人、農業所得者149人、年金所得者3,199人、その他所得者390人となっています。

次に、三点目の保険税の軽減措置を受けている割合については、令和3年度では、2割軽減対象者1,364世帯、2,559人、5割軽減対象者1,564世帯、2,895人、7割軽減対象者2,947世帯、3,993人、合計5,875世帯、9,447人となり、世帯では約57.6%、被保険者では約57.5%がいずれかの軽減措置を受けています。

次に、四点目の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免と傷病手当金の支給実績ですが、減免については、令和元年度は40世帯で、減免額合計56万8,600円、令和2年度は55世帯で、減免額合計676万200円、令和3年度は20世帯で、減免額合計

268万6,900円となっています。

傷病手当金については、令和元年度、令和2年度の実績はなく、令和3年度は5人で23万8,680円を支給しています。

次に、五点目の子育て世代を支援するために均等割を中学校卒業まで減免すべきについては、国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、保険給付費等に要する費用を被保険者の負担能力と受益の程度に応じて負担する保険税によって賄うことを基本としていることから、市町村においては国民健康保険法や地方税法に基づき、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割と受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯平等割との合計によって算定することと定められています。とりわけ均等割は、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税のご負担をお願いするのが合理的な考え方と捉えています。

国民健康保険の子育て世代への支援については、法改正により本年度から未就学児の均等割額の5割を公費負担により軽減することになりました。

議員おただしの均等割額を中学校卒業まで免除することについては、本来、子育て支援は社会全体で支える必要がありますが、現行の国民健康保険制度では、免除した分に必要な財源は他の国保被保険者が負担する形になり、負担が増える他の国保被保険者の理解を得ることや、国民健康保険の相互負担と相互扶助の公平性を保つ観点、また県下統一保険料に向けた調整の中で、単独事業として免除等を行うことは難しいと考えています。

市としては、国に対し、子育て支援策として子どもにかかる国民健康保険税均等割の軽減や免除の拡充を、全国市長会とも連携しながら要望してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）ご答弁ありがとうございます。

まず、1番から行きます。10歳刻みで何人かということをご答弁いただいたんですけども、5番との関係でゼロ歳から15歳までの人数は何人になりますでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

令和4年3月31日時点での国保資格者によりますと、中学生ということで、ゼロ歳から15歳以下の国保の被保険者数は825人となっております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）ありがとうございます。

2番に行きます。職業をお尋ねしたんですけど、所得区分からご答弁を頂きました。所得のある方は、年金所得者を含めて8,094人で54.6%、所得のない方は6,726人。単純に19歳までの1,189人を引きますと、5,537の方が所得がないと。ただ、これは所得なので収入がないというわけではないというふうに思うんですけども、ただ、課税所得がゼロの方がこんなに多いというのは、非正規労働者の方が多いというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず年齢構成のところから見ると、やはり高齢者の部分が多いというところで、年金の合計所得がゼロになってしまう方が多くなるというふうに考えております。当然、子育て世代の支える若人の方についても国保に加入されておられて、なかなか収入がないとか、それから雇いを解雇されて国保に入ってくるという部分も

ありますが、そのほとんどの多くは高齢者の部分に係るものだと思っております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）そうしましたら、失業の方もいらっしゃるということですね。何人かは分からないけれどもということですね。

3番に行きます。軽減措置を受けている方は、世帯でも被保険者でもだいたい五十七、五、六%ということになるんですけれども、3月議会の文教厚生委員会での資料によりますと、先ほどもご答弁ありましたけれども、今年から未就学児の均等割が5割、国だけじゃありませんけれども軽減されるということで、そのときの資料によりますと、未就学児267人のうち、軽減措置を受けているのは188人、70.4%ということでした。ということは、子育て世帯は所得の低い世帯が多いということになるのではないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おただしのおとり、全体の軽減対象者というのは57.6%でありまして、子育て世代が軽減を受けている割合が70%を超えているところです。一つの要因としましては、所得が低いこともありますけれども、被保険者数に応じて軽減割合の適用所得区分が上がってきます。このため、軽減対象世帯に係る割合、確率も高くなっております。ただし、議員おただしのように低所得者の軽減になりますので、世帯全体的に見ますと、やはり軽減のかかるということは所得が低いというふうに察することができます。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）高齢者世帯と、やっぱり子育て中の世帯とでは必要経費も変わってきますので、その辺で計算の仕方が違うのかもしれませんけれども、とにかく国保に加入

されている方でいえば、子育て世帯の中で所得の低い世帯が多いということにはなるということでもよろしいですね。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）数値から見ますと議員おただしのおり、子育て世帯の中のほうが軽減割合が多いということで、所得が低いというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）4番に行きます。傷病手当金を5人に支給されたということです。対象になるのは、2点目でいえば給与所得者で、営業所得者や農業所得者は対象にならないということで間違いないですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）今回の傷病手当金につきましては、自営業者、その他の営業の関係の方については適用外というところで、給与所得者のみというふうになっております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）以前にも質問したことはあるんですけども、そういうことにはなっているんですが、ただ、個人事業主の方の中でも一人で仕事をされている一人親方といいますか、そういうところもあると思うんです。そういう方にとったら、コロナで感染して仕事ができなくなると収入がそのままなくなって、すぐに生活に影響してくると思います。実際に全国を調べてみましたら、事業主も傷病手当金の対象にした自治体もありますし、また、傷病お見舞金という形で支給されているところもありました。今コロナも落ち着いてきつつあるので、この制度がいつまでかということもありますけれども、手当金ということではできなくても、お見舞金という形で今後検討していくということではできないでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず国民健康保険の制度の中では、そういったお見舞金とか、そういった収入を補填するというか、その辺の制度がありませんので、こちらは一般事業になるのかなとは思っております。制度上で今ない中で直ちにすることはできませんけれども、検討材料にはさせていただきたいと思うんですけども、現実的には難しいというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）実際に実施されている自治体もありますので、そういうところがどういったところから財源を持っているのかということも含めて、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員ご提案の件につきましては一旦聞かせていただいて、中のほうで検討します。実現するかどうかにつきましては、この場では差し控えさせていただきますけれども、ご意見として承りたいと思っております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

次に5番なんですけれども、一つには、国民健康保険は社会連帯と相互補助の理念に基づきというふうに先ほどご答弁いただいたんですけども、ただ、国民健康保険法の第1条には、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするというふうにあります。だから、国民健康保険制度は社会保障の一つであるということ間違いなんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）議員おただし

のとおり、社会保険の一つであるというふう
に考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）最初、壇上でも言いま
したけれども、どうしても国民皆保険制度に
するために所得のない人とかも国民健康保険
の中には含まれているので、国の責任とい
いますか、国の関与というのはすごく大きい
というふうには思います。そういう点で、な
かなか自治体だけでやることができないこ
とがあるというのはそのとおりだとは思
うんですけども、ただ今現在、かなり物価
が高騰してきておりますし、橋本市の国
保の収納率とかは大変高くて、苦しい中
でも皆さん頑張って税金も納めておられ
るしというところは理解はしているん
ですけども、ただ、先ほども子育て世帯
の中ではやっぱり所得の低い人も多
いということも出てきておりますし、な
おかつ国民健康保険税はどんどん上が
っていく。そういう中で社会保障が生活
を圧迫しているというか、そういう現
状があるというふうに思っています。受
益が多ければ多いほど負担するのは当
然だというふうな感じの答弁もあつた
んですけども、ただ、確かに家族が多
いとお医者さんにかかる機会は増える
かもしれないけれども、収入は一つで
すから、そこから均等割を納めてもら
うのは当然だというのはかなり無理
があるのではないかなというふう
に思います。

そういう点で、確かにほかの方の財源を
どこに求めていくかということもあり
ますけれども、やっぱり子育て支援と
今のこの物価高の中で支援していくた
めには、いろいろな方法、すぐに中
学校卒業まで均等割をなくすとい
うことは無理にしても、例えば第3
子以上を均等割なしにするとか、い
ろいろな方法はあると思うん
ですけども、その辺ではいかが
でしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今
のご質問にお答えします。

まず一つは、所得に応じて、またその
世帯の被保険者数に応じて法定軽減とい
うところで、2割、5割、7割軽減が
施行されています。この軽減につ
きましては、国、県、市で国民健康保
険特別会計にその分を補填して
おりますので、所得に応じた負担割合
になっているというふうに思
っております。

また、第3子につきまして特別な支
援をすとかという部分につきま
しては、先ほども言いましたよ
うに、負担の公平さからい
うと難しい部分があります。

また、現在値上げ中の国民健康保
険税につきましても、令和2年度
とか令和3年度で、毎年基金を
約1億5,000万円投入して
おります。これは過去からの皆
さんの医療費の適正化によ
って積み立てた金額であり
ますので国保皆さんのもの
なんですけれども、1万5,000
人の被保険者で1億5,000
万円を基金に入れて保険税
の値上げを抑えているとい
うところでございます。そ
ういったところで1人1万
円の軽減を、基金を投入
することによって実現
しております。

こういったところで、本来必要
な保険税の全体を、基金
の中で1億5,000万円を
埋めているというところ
もご理解いただいて、今
回、特別に子育て世代
についての軽減措置
については、現在、実
施することは不可能
というふうに考えて
います。

またこういったことについては、
国全体で考える必要
があると考えて
おります。確かに
社会保険とかとい
うと人数に関
係なく、その
収入に応じて
支払うとい
うところで、
国保の特質
とはまた異
なっておる
制度です。現
在、未就学
児まで軽減
対象が拡充
されたとい
うことで、
これは大き
なことだ
とは思
って
おり
ま

す。議員がご提案の15歳までというのは、さらにこの枠を国全体で制度として、私どもは確立していただくことが望まれます。先ほども言いましたように、その軽減に要する経費については、国でやはり対応されていってほしいというふうに私どもは思っていますので、先ほども言いましたように全国市長会なり、そういった要望先を通じて国のほうへ届けて、実現に至るように頑張りたいと思っています。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）国のほうに要望するというのは、それはすごく大事なことだとは思いますが。ただ、都道府県の統一化で県の保険料率に合わせていくというところで、かなり国保の加入者にとっては本当に毎年毎年の値上げというのは、いくら基金を入れて抑えても最終的にはそこまで行ってしまうわけですから、大変負担の大きいものだというふうに思います。

その辺で、和歌山県内でもそれぞれの自治体でいろんな取組もされています。基金を使って値下げしたところもあるし、もともとの保険税がどうかということもありますけれども、そういう中で、橋本市は県に合わせるのにすごく忠実だなというふうな感じもしないではありません。

ただ、さっきからも言っていますが、国民健康保険に加入されている方はやっぱり所得の低い方が多いので、今以上に保険税が、いくら軽減措置があったとしても元の均等割、平等割が上がっていけばそれだけ負担になりますので、その辺は重々含んでおいてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まず、国民健康保険の基礎となるのは医療費の歳出に応じ

た保険税の課税ということになっております。私どもはまず保険税を抑えるために医療費の適正化、そちらのほうにも積極的に取り組んでいく必要があります。さきにほかの議員からもありましたように、例えば保険者努力支援制度、こういった形でいろんな市町村の評価というのがされております。ここの部分を伸ばすことによって、また市民の方の医療に係る意識を変えていただくことによって、歳出に係る医療費というのは抑えられます。そうすることによって国民健康保険税が低くなるというか、抑えられてくるというか、そういうところがありますので、私どもとしては課税のほうに着目するだけではなくて、医療費の適正化のほうについても着目して事業を進めていきたいと思っています。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）ただそこで、医療費を抑えるということであれば、橋本市だけの努力だけではなかなか難しいかなという気もするんですけども、県の保険、統一するということが決まってしまうので、だけでも、いろいろ自治体によっていろんな条件があるから、今の県の目標が令和9年度やったと思うんですけど、それが本当にいいのかどうかということも含めて、いろんな意見を県のほうにも上げていってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を推進するために、に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）おはようございます。

省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進するために、についてお答えします。

本年3月10日に、橋本市気候非常事態宣言を議会とともに表明し、その宣言において省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進することを取組の一つとして掲げています。

省エネの取組については市が率先して行うとともに、市民や事業者も主体的な立場でその役割を担っていただく必要があります。現在、省エネ対策として外壁などの断熱改修をする場合、国において助成制度が設けられており、市民等から問合せがあった場合は、この国の制度を案内しているところです。また、太陽光発電設備設置に係る補助金については、再生可能エネルギーの導入の観点からも重要と考えますが、補助金の創設については今後、国や県の動向を見ながら調査・研究してまいりたいと考えています。

一方、令和4年度から住宅建築物省エネ改修推進事業として、省エネ化に向けた取組が社会資本整備総合交付金の対象事業に追加され、国庫補助金を活用した住宅の省エネ化が可能となりました。この事業の採択には助成額の一部を市が負担する必要があることから、既存のリフォーム助成を含め、事業を精査する必要があると考えます。

現在、市が実施している良好な住環境の創造に関する施策としては、住宅の耐震化促進に重点を置いているところであり、省エネを目的とした住宅リフォームの助成については、引き続き現行の国の制度を活用していただくよう、情報発信に努めていきたいと考えています。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君、再質問ありますか。

7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）ご答弁ありがとうございます。

省エネを推進するのにどのようなものがある

のかと考えたときに、二重窓だと断熱性があるっていいのではないかと、また、地元の業者に発注したときに補助金を出すリフォーム助成制度と併せたら、仕事も増えていいのではないかなというふうに考えました。残念ながら、省エネを目的とした住宅リフォームの助成については、国の制度を活用していただくということです。ただ、現在は住宅の耐震化促進に重点を置いているということなので、その次には省エネについても検討していただけるというふうに考えてもよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）省エネの対策についての国の助成制度についてももう少し説明させていただきますと、国にはカーボンニュートラルの実現に向けて、住宅などの省エネ化を推進するため、省エネ精度の高い建築物の整備や改修等を総合的に支援する住宅建築物カーボンニュートラル総合整備事業というのが立ち上げられています。この事業は、既存住宅の省エネ改修やライフサイクル全体を通じたCO₂の排出量をマイナスにする住宅の整備、ゼロエネルギーハウスの整備など、ほかにも幾つかのメニューで細分化されています。令和4年度でも、国のほうでは新たなメニューの追加や拡充、見直し等が行われており、より充実な形となっておりますので、市としてはその国の制度を住民に知らしめることを重点に置きまして、耐震化事業と併せてというようなお話もありましたが、まずは耐震化のところでは住宅の施策として進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）今は特に大きな地震があったところで、石川県で地震があったところですし、耐震化のほうに力を入れるというのは、それは大事なことだと思います。それはそれで分かるんですけども、今もいろい

ろ紹介をしていただきましたけれども、ホームページとかネットとかを調べてもいろいろ出てくるんですけど、条件とかがいろいろややこしくて、本当に分かりにくくて、国の補助とかを使えるかどうかというのも、一般の市民の方からすればすごく分かりにくいと思うんです。問合せがあったら案内をしているということですけども、どんな制度か分からなければ問合せもできませんので、分かりやすい一覧などを作って市民に知らせることはできませんでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議員おただしのおり、今の国の助成制度というのがメニューも多く非常に分かりにくいようなことになっているかもしれませんので、市としては情報の整理をして、市民の方々や関連する事業者の方々にもできるだけ分かりやすい形で情報提供できるように考えてまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）それに加えて、制度を教えてもらっても申請の仕方とか、そこが分かりにくいということもあります。制度を教える、知らせるだけじゃなくて、申請するところまで丁寧に援助するというのも大事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）確かに言われるとおり、分かりにくい形となっているところも含めまして、市民に分かりやすいような形で、申請も含めて情報提供をしていきたいと考えています。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）よろしくお願ひします。調べていったら、省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額制度というのがあるということも分かりました。省エネ改修だけじゃなくて

耐震改修工事、またバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額ということがある。ただ、これもいろいろ条件があるみたいなので、ホームページには載っていたんですけど、こういう固定資産税の減額もあるんですよということも、今もお知らせは、工事した人にお知らせはされているんでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）リフォームに対する減額については、先日から橋本市のホームページにも掲載されておりますが、そういったところを事業者の方に知らせているかというところまでは把握しておりません。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）せっかく1年限りですけど減額制度があるので、ホームページは見る人もあれば見ない人もありますので、改修工事のほうの補助はないならば、せめて固定資産税の減額の制度についても、ぜひとも積極的に知らせていってもらえたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）また、税務課のほうとも協議しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君。

○7番（阪本久代君）お願ひします。終わります。

○議長（小林 弘君）7番 阪本君の一般質問は終わりました。

この際、10時20分まで休憩をいたします。

（午前10時9分 休憩）
